店頭デリバティブ取引に係るご注意

◆ 本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り、訪問・電話による勧誘はできない取引です。（注 1）

※ この取引に関して行われた勧誘が、訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを、改めてご確認ください。

◆ 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。
また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。お客様の窓口へのご来店又は勧誘の要請による勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解のうえ、お取引いただきますようお願いいたします。

◆ お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店へお申し出ください。
お取引についてのトラブル等は、以下の ADR（注 2）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利法人　証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号：0120-64-5005（フリーダイヤル）

（注1）　ただし、以下に該当する場合は適用されません。
- ●当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合
- ●勧誘の日前 1 年間に、2 以上のお取引いただいていたお客様及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合
- ●外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客様であって、お客様の保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とする場合

（注2）　ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。

楽　天　証　券　株　式　会　社

金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 195 号，商品先物取引業者

楽天ＦＸ取引

契約締結前交付書面

（店頭外国為替証拠金取引説明書）

楽天証券株式会社

金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 195 号　商品先物取引業者

目次

契約締結前交付書面 2
（店頭外国為替証拠金取引説明書） 2
I. はじめにお読みください 5
(1) リスク等に係る注意点 6
(2) 区分管理信託 6
(3) カバー取引先 7
(4) 当社のカバー取引について 9
2. 楽天ＦＸ（店頭外国為替証拠金取引）の取引方法等について 10
(1) 取引通貨ペア及び必要証拠金等 10
(2) 取引手数料及び諸料金等 10
(3) 価格（レート）提示 10
(4) スプレッド 10
(5) 注文方法 10
(6) 注文の有効期限 10
(7) 取引数量の上限 11
(8) 注文の執行等 11
(9) 注文の訂正・取消 11
(10) 約定の訂正・取消 11
(11) 建玉 11
(12) 決済 12
(13) 両建て 12
(14) ロールオーバー 12
(15) スワップポイント 12
(16) ロスカットルール 12
(17) 強制決済 13
(18) スリッページ 13
(19) 受渡日 13
(20) コンバージョン 13
(21) レバレッジコース 13
3. 証拠金 14
(1) 証拠金の差し入れ 14
(2) 利息 15
(3) 総合証券取引口座と楽天ＦＸ口座間の資金振替 15
(4) 出金 15
(5) 評価損益及びスワップポイント 15
(6) 追加証拠金（※スタンダード 25 倍コースのお客様および法人口座のお客様のみ適用） 15
(7) 追加証拠金による制限（※スタンダード 25 倍コースのお客様および法人口座のお客様のみ適用） 16
(8) 追加証拠金等の通知（※スタンダード 25 倍コースのお客様および法人口座のお客様のみ適用） 16
(9) 証拠金の保有 16
4. 決済に伴う金銭の授受 16
5. プレアラート通知・アラート通知・ロスカット基準額 16
6. 利益に係る税金 17
7. 決済損金の不足 17
8. 取引チャネル 17
9. 取引時間 17
10. 注文の受付 18
11. お客様へのお知らせ・ご連絡 18
12. 書面の電磁的方法による交付または徴求 18
13. 楽天ＦＸに係る口座情報の確認 18
14. システム障害時の取引 18
II. 楽天ＦＸ口座の開設及び解約 19
1. 楽天ＦＸ口座開設 19

2. 楽天 FX 口座の解約又は取引の制限 19
III. 楽天ＦＸ（店頭外国為替証拠金取引）の手続きについて 20
1. 口座開設 20
2. 証拠金の差入れ 20
3. 注文の指示事項 20
4. 建玉の決済 20
5. 注文した取引の成立 20
6. 取引手数料及び諸料金等 20
7. 取引残高、建玉、証拠金等の報告 20
8. 交付書面の確認 20
IV. 店頭外国為替証拠金取引に係る禁止行為 22
V. 当社の概要及び本取引に関する連絡先 24
当社の概要 24
VI. 外国為替取引のリスク 25
1. レバレッジ効果 25
2. 損失を限定させるための注文の効果 25
3. 外国為替取引の性質とリスク 25
4. 信用リスク 25
5. 外国為替の変動リスク 25
6. 金利変動リスク 25
7. 流動性と特殊な状況 26
8. 週明けまたはシステムメンテナンス明けの取引時間開始時等における約定に関するリスク 26
9. 外貨建て取引（日本円の介在しない為替取引）と通貨両替の為替リスク 26
10. 預託された資金 26
11. 電子取引システムの利用 26
12. 売買注文の取消 26
VII. 店頭外国為替証拠金に係る主要な用語 27

I. はじめにお読みください

店頭外国為替証拠金取引説明書

本説明書では、店頭外国為替証拠金取引を行っていただくうえでのリスクやお取引方法等が記載されています。あらかじめ本説明書を十分にご理解いただき、ご不明な点等は、お取引開始前にご確認ください。

店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格変動により損失が生じることがあります。店頭外国為替証拠金取引は多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴うこともある取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づきお客様に交付する書面で、金融商品取引法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち、同項第 1 号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について説明します。なお、ご不明な用語がございましたら 、本書に掲載されている用語集をご覧ください。

楽天ＦＸ（店頭外国為替証拠金取引）のリスク等重要事項について

(1)　リスク等に係る注意点

◆ 楽天ＦＸ（店頭外国為替証拠金取引）は、通貨の価格変動により損失が生じることがあります。また取引の対象となる通貨の金利変動によりスワップポイントが受取から支払に転じることもあります。さらに取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、大きな利益が期待できる反面、大きな損失を被る場合もあります。また、その損失の額が証拠金の額に限定されず証拠金の額を上回ることもあります。

◆ 相場状況の急変により、買気配(ビットレート)と売気配(アスクレート)のスプレッド幅の拡大、スリッページの発生、又はロスカットや強制決済の執行等により、意図した取引ができない又は意図しない取引が成立する可能性があります。

◆ 取引システム又は金融商品取引業者とお客様とを結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消などが行えない可能性があります。

◆ 取引手数料は無料です。また、諸料金等につきましては、「2.楽天ＦＸ（店頭外国為替証拠金取引）の取引方法等について」の「(2) 取引手数料及び諸料金等」に定めるとおりとします。

◆ お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。

(2)　区分管理信託

当社は、金融商品取引法第 43 条の 3 第 1 項の規定に基づき、お客様から預託を受けた証拠金は、その額を株式会社三井住友銀行および楽天信託株式会社における信託により、当社の自己の資金とは区分して管理しております。
ただし、当該証拠金は投資者保護基金の補償対象ではありません。

（3）　カバー取引先

お客様が行う楽天ＦＸ（店頭外国為替証拠金取引）は、当社との相対取引となります。かかる取引は、次の金融機関等をカバー取引先として当社の判断でカバー取引を行います。なお、カバー取引は、当社の判断のもとで当社が行う取引であり、カバー取引先とお客様との間には一切の契約はなく、お客様がカバー取引先に対し直接請求権を持つものではなく、またお客様からのご照会やお問い合わせに応じることもありません。

◆　シティバンク・エヌ・エイ
Citi Bank, N.A.
銀行業　　OCC[米国通貨監督庁] / U.K. PRA [英国 プルーデンス規制機構] / U.K. FCA[英国 金融行動監督機構]

◆　バークレイズ銀行
Barclays Bank Plc
銀行業　　U.K. PRA [英国 プルーデンス規制機構] / U.K. FCA[英国 金融行動監督機構]

◆　ジェー・アロン・アンド・カンパニー（※ゴールドマン・サックスグループ）
J. Aron & Company
外国為替業等　　FRB[連邦準備制度理事会]

◆　モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー
Morgan Stanley & Co. International. Plc
金融商品取引業　　U.K. PRA [英国 プルーデンス規制機構] / U.K. FCA[英国 金融行動監督機構]

◆　コメルツバンク・エー・ジー
Commerz Bank AG
銀行業　　BAFIN[ドイツ連邦金融監督庁]

◆　ドイツ銀行
Deutsche Bank AG
銀行業　　BAFIN[ドイツ連邦金融監督庁]

◆　バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ
Bank of America, N.A.
銀行業　　OCC[米国通貨監督庁] / FRB[連邦準備制度理事会]

◆　株式会社みずほ銀行
Mizuho Bank, Ltd.
銀行業　　金融庁

◆　ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー
Nomura International plc
金融商品取引業　　U.K. PRA [英国 プルーデンス規制機構] / U.K. FCA[英国 金融行動監督機構]

◆　ジェイピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・エイ
JP Morgan Chase Bank, N.A.
銀行業　　OCC[米国通貨監督庁] / FRB[連邦準備制度理事会]

◆　ユービーエス・エージー
UBS AG
銀行業　　FINMA[スイス連邦金融市場監督機構]

◆　ビー・エヌ・ピー　パリバ

	BNP Paribas 銀行業　AMF[フランス金融市場庁]
◆	スタンダードチャータード銀行 Standard Chartered Bank 銀行業　U.K. PRA [英国 プルーデンス規制機構] / U.K. FCA[英国 金融行動監督機構]
◆	ステート・ストリート銀行 State Street Bank and Trust 銀行業　U.K. PRA [英国 プルーデンス規制機構] / U.K. FCA[英国 金融行動監督機構]
◆	ナットウエスト・マーケッツ・ピーエルシー NatWest Markets Plc 銀行業　U.K. PRA [英国 プルーデンス規制機構] / U.K. FCA[英国 金融行動監督機構]
◆	オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド Australia and New Zealand Banking Group Limited 銀行業　APRA [オーストラリア健全性規制庁]
◆	シタデル セキュリティズ エルエルシー Citadel Securities LLC 金融商品取引業　US SEC [米国証券取引委員会] / FINRA [金融取引業規制機構]
◆	株式会社三菱 UFJ 銀行 MUFG Bank, Ltd. 銀行業　金融庁
◆	ソシエテ・ジェネラル Societe Generale 銀行業　ACPR[フランス金融健全性監督破綻処理機構] / ECB[欧州中央銀行]
◆	エックス ティー エックス マーケッツ リミテッド XTX Markets Limited リクイディティプロバイダー　U.K.FCA[英国 金融行動監督機構]
◆	エルマックス　リミテッド LMAX Limited 多角的取引システム　U.K.FCA[英国 金融行動監督機構]
◆	ジェーン ストリート フィナンシャル リミテッド Jane Street Financial Limited 金融商品取引業　U.K. PRA [英国 プルーデンス規制機構] / U.K. FCA[英国 金融行動監督機構]

(4)　当社のカバー取引について

当社は、お客様の注文が約定した場合に当社において発生する為替リスクを回避するため、カバー取引及びマリー取引を行っております。お客様の注文が約定した後、他のお客様に当該約定に対当（同じ通貨ペアで売り買いが反対）する約定があればその分は為替変動リスクを相殺（マリー取引）できることから、マリー取引により為替リスクを相殺できなかった部分のみ、システムによる自動発注またはディーラーの手動発注等によるカバー取引を行います。当社では、マリー取引がなされていないお客様の約定数量の合計が一定量以上にならないよう管理しており、一定量を超えるような場合には、その部分について、その時点で最も条件のよいカバーレートを提示したカバー取引先に対してシステムにより即時かつ自動的にカバー注文を行います。
なお、流動性が著しく低下するなど相場の状況によっては、上述の限りではなく、当社のディーラーが判断してカバー取引を実施する場合があります。

2. 楽天ＦＸ（店頭外国為替証拠金取引）の取引方法等について

楽天ＦＸ（店頭外国為替証拠金取引）（以下、「楽天ＦＸ」といいます）は、金融商品取引法及びその他の関係法令並びに一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して取引を行います。

(1) 取引通貨ペア及び必要証拠金等

取引が可能な通貨ペア及びこれに係る必要証拠金（証拠金率）等は、楽天 FX 取引ルールをご参照ください。なお、当社は、経済情勢等の変化に伴い法令に定める範囲内において必要証拠金（証拠金率）を変更する場合があります。また、法人口座の必要証拠金（証拠金率）は相場状況に応じて毎週見直しを行います。

(2) 取引手数料及び諸料金等

取引手数料は、無料です。ただし、経済情勢等の変化により、有料とする場合があります。また、楽天ＦＸのためのツールの利用料については「楽天ＦＸツール利用規定」の「第 4 条楽天ＦＸツール利用料」に定めるとおりとします。なお、お客様が負担すべき公租公課、その他の賦課金、取引手数料及びその他の負担費用等について、当社が立て替えた場合、お客様は当社から当該立替金の請求があり次第、当社が指定する期限及び方法等によりこれを支払うものとします。なお、当社は、お客様からの指示により例外的な取り扱いを行った場合は、当社の要した実費及び役務提供に要した費用等をお客様に請求する場合があります。

(3) 価格（レート）提示

当社は、原則として買気配（=お客様の売値「ビッドレート」といいます）と売気配（=お客様の買値「アスクレート」といいます）の両方のレートを同時に提示いたします(この提示方法を「2Ｗａｙ方式」といいます)。当社は通常、カバー取引先から提示されるレートを参考に当社基準においてレート提示を行いますが、相場急変時や、カバー取引先の状況に変更が生じたことから、カバー取引先からのレート提示がないなど、マーケットの実勢レートが提示できないと当社が判断した場合には、レート提示を停止し、お客様のお取引ができなくなる場合がございます。当社がレート提示を停止しており、それを再開するときについては、カバー取引先のうち一社以上からレート提示を受け、そのレートがマーケットの実勢レートであると当社が判断した場合に、レート提示を再開します。ただし、相場状況等によっては、レートを提示するカバー先の数によらず、レートがマーケットの実勢レートであるか否かを当社が判断し、お客様へのレート提示の停止・再開を行う場合があります。また、当社の提示レートがマーケットの実勢レートから明白に乖離したと当社が認める場合は、当該提示レートの訂正又は取消を行う場合があります。

(4) スプレッド

お客様へ提示する売気配と買気配のレートには差（スプレッド）があります。各通貨ペアのスプレッドは、通常時は安定しておりますが、早朝時の流動性が低い時、経済指標発表時など、マーケットの状況により広がる場合があります。なお、一定数量以上のストリーミング、AS ストリーミング、通貨別全決済注文及び全決済注文には、注文数量に応じたスプレッドにて約定します（リーブオーダー、ロスカット、強制決裁注文においては適用対象外)。また、同一通貨ペアの買い建玉と売り建玉を保有している状態で通貨別全決済注文及び全決済注文を行った場合は、同一通貨ペアにおける買い建玉と売り建玉の差額においては、当該差額の注文数量に応じたスプレッドで約定を行います。スプレッドの詳細につきましては当社ウェブページをご参照ください。

(5) 注文方法

注文方法は、楽天 FX 取引ルールをご参照ください。

(6) 注文の有効期限

有効期限の種類	説明
本日中（※）	お客様の注文を当社が確認したときから、同一取引日の取引終了時刻までとなります。
今週中（※）	お客様の注文を当社が確認したときから、同一週の最終取引日における取引終了時刻までとなります。
期限なし	お客様の注文を当社が確認したときから、当該注文が約定するか、お

	客様が当該注文を取消す入力(取消入力)をし、その取消入力を当社が確認したときまでとなります。

（※）ＩＦＤ注文及びＩＦＯ注文の二次注文の有効期限は、二次注文が有効となった取引日に発注されたものとして、上記有効期限が適用されます。

(7) 取引数量の上限

取引数量の上限は、楽天 FX 取引ルールをご参照ください。

(8) 注文の執行等

お客様からいただいた注文は、システム上、速やかに執行されます。なお、指値注文は、当社の提示レートが当該注文のレートに達した時点で当該注文レートにて約定します。ただし、有効期限が「本日中」以外の指値注文を発注し、その指値注文が翌取引日以降に持ち越され、取引時間の開始と同時に当社の提示レートが、当該指値注文のレートに達し、又は超えている場合は、当該提示レートで約定するため、指定いただいたレートよりも有利なレートで約定することがあります。また、逆指値注文は、当社の提示レートがお客様の発注した逆指値注文のレートに達した場合、又は超えた場合、その提示レートで約定するため、指定いただいたレートよりも不利なレートで約定することがあります。但し、建玉を保有するお客様が注文を行い、当社の提示レートがその注文のレートに達した場合でも、お客様が既に保有する建玉の必要証拠金を純資産から差し引いた額が、約定しようとする当該注文の必要証拠金と比較して下回っていた場合、当該注文は約定せず、取り消されます。また、提示レートがマーケットの実勢レートから明白に乖離していると当社が認めた場合は、注文を執行しない場合があります。

(9) 注文の訂正・取消

お客様が発注された注文が約定していない場合には､注文レート及び有効期限の訂正又は注文の取消を行うことができます。注文を訂正・取消される場合には、お客様は、訂正・取消一覧の画面より訂正入力又は取消入力を行っていただきます。訂正注文の変更回数には上限があります。なお、注文の有効期限の訂正につきましては、発注時点から一定の期間を過ぎた場合、訂正できないことがあります。有効期限の訂正が可能な期間は、楽天 FX 取引ルールをご参照ください。

また、当社は、お客様の売買注文について約定しない可能性が高いと認められる場合等、当社の判断でお客様の注文を取り消す場合があります。

(10) 約定の訂正・取消

お客様の約定された取引は、原則として、訂正又は取消等はいたしません。また、お客様の手違い等による注文が約定した場合でも、当社は一切の責任を負わず、当該約定した取引は訂正等をいたしません。ただし、次に掲げる項目に該当した場合は、当社の判断において本来あるべき価格での約定に訂正させていただく又は約定の取消を行う場合があります。その場合、当社からお客様に対し､速やかにご連絡いたします｡(連絡方法は取引画面内のお知らせ、E メール、電話等、状況により異なります)

① 当社が不正と認めた取引において約定した場合
② 提示レートがマーケットの実勢レートから明白に乖離していると当社が認めた当該提示レートで約定した場合
③ システム障害等が発生している際に約定した場合
④ お客様が本説明書及び楽天ＦＸ取引規定のほか、当社の総合証券取引約款、その他付随関連する規定、規則、楽天 FX 取引ルール等（以下、「約款等」といいます）について違反した場合
⑤ その他、当社が必要と認める場合

(11) 建玉

お客様が取引をする場合、新規と決済の 2 種類があります。新規の場合は、取引が成立すると未決済の取引（建玉）としてお客様が当該建玉を保有することになります。建玉は、一定の間隔でその時のレートをもって評価し、未決済建玉評価損益としてお客様の取引画面上に表示いたします。

(12) 決済

建玉は、建玉と同一通貨ペアの決済注文が約定することにより、差金決済の方法で決済が行なわれます。

(13) 両建て

お客様ご自身の意思により同一通貨ペアの新規の買い注文と新規の売り注文を発注し、両方の注文が約定することによって売り建玉と買い建玉を同時に保有することとなる「両建て」を行うことができます。（ＡＳストリーミング注文では、両建てを行うことはできません。）

両建ての必要証拠金は、「両建てマックス方式」を採用しております。「両建てマックス方式」とは、両建て取引における証拠金について、各通貨ペアの売り建玉の合計と買い建玉の合計とを比較し、建玉合計の多い方に対して証拠金を算出する方式をいいます。

なお、両建ては決済する際に売り建玉と買い建玉に対してそれぞれ決済取引が必要となるため、お客様は二重のスプレッドを負担することとなります。また、ロールオーバーを行った場合はスワップポイントにおいても支払超過となる場合が生じ、経済合理性を欠く取引となりますので、お勧めいたしません。

(14) ロールオーバー

建玉は、原則として毎取引日に受渡日を更新するため、ロールオーバーを行います。ただし、日本又は海外市場の休日等により一部又は全部の通貨ペアの建玉の受渡日が更新されない場合があります。受渡日が更新されない通貨ペアの建玉はロールオーバーを行いません。

(15) スワップポイント

スワップポイントは、ロールオーバーを行うことにより発生します。一般的に金利の安い通貨を売り、金利の高い通貨を買った場合、お客様は通貨間の金利差をスワップポイントとして受け取ることができ、金利の高い通貨を売り、金利の安い通貨を買った場合は、その金利差をスワップポイントとして支払うこととなります。当社のスワップポイントは、同じ通貨ペアにおいて、お客様が受け取る場合の方が、お客様が支払う場合よりも小さくなっています。また、通貨間の金利が均衡している場合などは、どちらの通貨を買っても、又は売ってもスワップポイントを支払うこととなる場合があるほか、受取りも支払いも発生しない場合があります。

なお、当社が提示したスワップポイントが、マーケットの実勢レートから明白に乖離していると当社が認めた場合は、当該提示したスワップポイントの訂正等を行う場合があります。また、既に当該スワップポイントにより受け払いが当社とお客様との間で行われていた場合でも、これを訂正させていただく場合があります。

(16) ロスカットルール

個人のお客様の場合は、お客様が選択したレバレッジコースにおいて、一定間隔（原則 3 秒間隔）でお客様の証拠金維持率を計算し、当社が定める範囲内で、予めお客様が任意に設定したロスカットの水準(20%～95%)未満、また、法人のお客様の場合は 50%未満（これらの証拠金維持率の水準を「ロスカット水準」といいます。以下同じ。）となった場合、お客様の保有する全ての建玉は決済注文が執行され、全て決済されます（ロスカットルール）。但し、当社は、ロスカットルールによる決済注文の執行を保証するものではなく、システム障害やその他の原因（以下「システム障害等」といいます。）により、予定された通りに決済注文が執行されない場合もあります。また、当社がレート提示を停止した場合、その後の相場の動向によっては、レート提示再開と同時にロスカットの対象となる可能性があります。ロスカット水準は、ロスカットルールが適用され決済注文が執行される水準であり、必ずその水準で証拠金が保全されることを約するものではありません。従ってシステム障害等が発生した場合や当社がレート提示を停止した場合、あるいは相場が急激に変動したなどの場合には、想定以上の損失が発生し、その損失が証拠金の額を上回る場合もあります。証拠金を上回る損失が生じた場合は、「7.決済損金の不足」に定めるお手続きが必要となります。なお、ロスカットされた場合は、お客様の全ての注文が取り消されますので、ご注意ください。

(17) 強制決済

「3.証拠金」の「(6) 追加証拠金」に定める期限までに追加証拠金が発生した状態が解消されない場合、お客様の保有する全ての建玉は決済注文が執行され、全て強制的に決済されます（強制決済）。なお、相場が急激に変動した場合には、この強制決済が適用され決済注文が執行されても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。証拠金を上回る損失が生じた場合は、「7.決済損金の不足」に定めるお手続きが必要となります。また、強制決済された場合、お客様の全ての注文が取り消されますので、ご注意ください。

(18) スリッページ

楽天ＦＸのスリッページは、ＡＳストリーミング注文及びストリーミング注文において発生します。

当注文は、お客様が取引画面にて発注ボタンをクリックした時点において、当該画面に表示されている価格を注文価格として発注されます。お客様の注文を当社で受注した時の配信価格が、お客様の注文価格と一致するか、お客様の注文価格より有利な場合には、当該受注した時の配信価格で約定します。一方、当該受注した時の配信価格が、お客様の注文価格より不利な場合には、お客様の注文は失効します。ただし、お客様が注文時に許容スリッページの範囲を設定されている場合には、当該設定範囲内であれば、当該不利な受注をした時の配信価格で約定します。

以上の仕組みから、お客様の注文時に画面に表示されている価格(=注文価格)と実際の約定価格との間に差が生じる場合があり、当該相違は、お客様にとって有利な場合もあれば、不利な場合もあります。(不利な場合については、お客様が設定した許容スリッページの範囲以内に限定されます。)

当注文は、取引時間中のみ行うことができます。当注文は、受付順に約定しますが、相場急変時や注文の集中等により、当社が応じることができる数量を超えて、当社が受注した場合、約定可能数量まで受付順に約定処理を行うため、お客様の注文が約定できず、失効する場合があります。また、当注文はリーブオーダー(指値等)注文、ＩＦＤ注文、ＩＦＯ注文に優先しますが、ストリーミング注文やＡＳストリーミング注文又はロスカット取引が有る場合には、それらの注文、取引が優先されます。

(19) 受渡日

受渡日は、原則として銀行間取引のルールに従い、取引日の翌々取引日とします。ただし、通貨ペアによっては、日本又は海外の休日等により受渡日が異なる場合があります。

(20) コンバージョン

コンバージョンとは、楽天ＦＸ取引に関して、日本円又は外貨の証拠金がマイナスとなった場合などに外貨と日本円を両替する取引です。ご利用の詳細につきましては、当社のウェブページをご参照ください。

両替取引自体を主目的とするサービスではございません。

(21) レバレッジコース

レバレッジコースとは、あらかじめ定められたコースにおいて、取引数量に対する必要証拠金とロスカット水準を選択できるサービスです。

レバレッジコースの選択及びロスカット水準の設定におきましては、お客様ご自身の資力や投資目的を十分考慮いただき、余裕のあるお取引をお願いいたします。

■各レバレッジコースの必要証拠金等の計算例[取引数量 10,000 ドル=100 万円と仮定する時]

コース名称	必要証拠金	追加証拠金	ロスカット水準
スタンダード 25 倍コース	40,000 円	証拠金維持率が、100%未満で発生	50～95%[5%刻み]任意設定
レバレッジ 10 倍コース	100,000 円	無し	40～95%[5%刻み]任意設定
レバレッジ 5 倍コース	200,000 円	無し	20～95%[5%刻み]任意設定
レバレッジ 2 倍コース	500,000 円	無し	20～95%[5%刻み]任意設定
レバレッジ 1 倍コース	1,000,000 円	無し	20～95%[5%刻み]任意設定

法人口座	証拠金率によって変動	証拠金維持率が、100%未満で発生	50%

※前提条件: 「通貨ペア: ドル/円」「取引数量: 10,000 ドル」「取引レート: 1 ドル=100 円」
※実際は取引通貨を円換算した額が必要証拠金となりますが、便宜上日本円で表示しています。

■レバレッジコースの種類

コース名称	追加証拠金の有無	ロスカット水準
スタンダード 25 倍コース	有り	50～95%[5%刻み]任意設定
レバレッジ 10 倍コース	無し	40～95%[5%刻み]任意設定
レバレッジ 5 倍コース	無し	20～95%[5%刻み]任意設定
レバレッジ 2 倍コース	無し	20～95%[5%刻み]任意設定
レバレッジ 1 倍コース	無し	20～95%[5%刻み]任意設定
法人口座	有り	50%

※口座開設当初は「スタンダード 25 倍コース・ロスカット水準 50%」が設定されています。
※スタンダード 25 倍コースは証拠金維持率が 100%を割り込んだ時点で追加証拠金が発生します。

■レバレッジコース変更時のご注意

①建玉・注文無しの場合

全てのレバレッジコース及びロスカット水準の選択が可能です。

※法人口座は変更できません。

②建玉・注文有りの場合

選択できるレバレッジコースやロスカット水準は以下の通りです。

レバレッジコース	ロスカット水準	変更の可否
レバレッジ倍率を高くする	上げる	一部変更可能 ※設定変更による強制ロスカットの発動を防ぐため、「現在のロスカット水準×（設定後レバレッジ÷現在レバレッジ)」を超えるロスカット水準を選択した場合はコース変更ができません。
	下げる、変更無し	変更可能
レバレッジ倍率を低くする	上げる、下げる、変更無し	変更不可 建玉及び注文が無い状態で変更してください。
変更無し	上げる	変更不可 建玉及び注文が無い状態で変更してください。
	下げる	変更可能 変更を行った時点で、新たなロスカット水準が適用されます。

※法人口座は変更できません。

3. 証拠金

(1) 証拠金の差し入れ

お客様が新規の注文をされるときは、「2. 楽天ＦＸ（店頭外国為替証拠金取引）の取引方法等について」の「(1) 取引通貨ペア及び必要証拠金等」に定める必要証拠金以上の証拠金を日本円及び外貨で事前に当社に差し入れていただく必要があります。お客様の総合証券取引口座から楽天ＦＸ口座へ資金の振替の手続きが完了し、お客様の楽天ＦＸ口座において入出金予定額あるいは受入証拠金の欄に反映された時点で新規の注文が可能となります。お取引画面上の入出金予定額の欄に表示されている証拠金額は、当社において実際に資金の振替が完了した時点で受入証拠金

の欄に反映されます。外貨が証拠金として適用される場合、有効証拠金額の算出、注文発注時の必要証拠金額の算出、ロスカット取引及び追加証拠金の判定については、判定時点の外貨を判定時点の当社のリアルタイムレートにて日本円に評価をした上で算出及び判定を行います。

なお、「ＦＸリアルタイム入金」サービスを利用して正常に手続きが終了した場合、振替手続きは必要ありません。ご利用の詳細につきましては、当社のウェブページをご参照ください。

(2) 利息

お客様が当社に差し入れた証拠金及び取引により生じたお客様の決済益やスワップポイントに対して利息は付きません。

(3) 総合証券取引口座と楽天ＦＸ口座間の資金振替

総合証券取引口座から資金を楽天ＦＸ口座へ振り替えた場合、楽天ＦＸ口座には、通常、リアルタイムで入出金予定額あるいは受入証拠金の欄に反映されます。

また、楽天ＦＸ口座から資金を総合証券取引口座へ振り替えた場合は、当社日本株等のお取引画面（購買余力）には、リアルタイムで振替額が反映されます。但し、振替直後は、一部サービスではすぐにご使用になれない場合がありますのでご注意ください。

なお、システムメンテナンスを行っているなどの場合は、資金の振替ができません。詳細につきましては、当社のウェブページをご参照ください。

(4) 出金

楽天ＦＸ口座の証拠金を出金される場合は、通常、楽天ＦＸ口座から総合証券取引口座に振り替えた後、総合証券取引口座にて出金のお手続きが必要です。

なお、「ＦＸ証拠金出金」サービスを利用して正常に手続きが終了した場合、振替操作の必要はありません。

① 15 時 50 分までに振替を行ったものに関しては、同営業日の所定の時間以降に出金指示が可能となりますので、最短で営業日当日中（受渡日）に登録金融機関の口座にご入金が可能となります。

② 15 時 50 分以降に振替を行ったものに関しては、翌営業日の所定の時間以降に出金指示が可能となりますので、最短で翌営業日に登録金融機関の口座へのご入金が可能となります。お急ぎの場合はご注意ください。

③ 次に掲げる場合は、楽天ＦＸ口座から総合証券取引口座に振替出金ができませんのでご注意ください。

イ）「ＦＸ証拠金出金」サービスをご利用の際は、振替当日以降の受入証拠金の最小値あるいは有効証拠金の額を上回る金額の手続きはできません。

ロ）証拠金の個別通貨残高においてマイナス残高がある場合、当該マイナス残高を解消しない限り総合証券取引口座に振替の手続きができませんので、あらかじめご了承ください。

ハ）追加証拠金が発生している場合、追加証拠金を解消しない限り総合証券取引口座に振替の手続きができませんのであらかじめご了承ください。

(5) 評価損益及びスワップポイント

お客様の未決済建玉評価損益を算出する際の評価レートは、買い建玉の場合、ビッドレートを使用し、売り建玉の場合は、アスクレートにより計算します。(ただしお客様へ電磁的方法により交付する書面のうち「取引報告書兼証拠金受領書」及び「取引残高報告書」に記載する未決済建玉の評価損益ついては、評価レートにビッドレートとアスクレートの中心値を使用して計算しますのでお間違えないようご留意ください。)

また、スワップポイントは、日本円では円未満、外貨では、小数点 2 桁未満について、お客様の受取の場合は切り捨て、またお客様の支払の場合は切り上げて算出しております。

(6) 追加証拠金（※スタンダード 25 倍コースのお客様および法人口座のお客様のみ適用）

スタンダード 25 倍コースを選択されたお客様および法人口座のお客様は、毎取引日の取引時間終了時点における提示レートの中心値を基準に算出された証拠金維持率が楽天 FX 取引ルールに定める一定の水準を下回った場合に、追加証拠金が発生いたします。原則、楽天 FX 取引ルール

に定める方法により、追加証拠金を解消する必要があります。追加証拠金発生時に外貨を入金された場合には、入金時点における当社のリアルタイムレートで日本円に換算した金額が追加証拠金の解消額として適用されます。

なお、追加証拠金が発生した後、相場の変動等によりお客様の証拠金維持率が楽天 FX 取引ルールに定める一定の水準を回復した場合でも追加証拠金の解消とはなりませんのでご注意ください。また、期限までに追加証拠金が解消されない場合は、強制決済の対象となります。

(7) 追加証拠金による制限（※スタンダード 25 倍コースのお客様および法人口座のお客様のみ適用）

追加証拠金が発生し解消されない状態において、既にお客様が発注された新規の注文は、当社の提示レートがお客様の発注レートに到達した時点で取消されます。また、追加証拠金が解消されない状態では振替出金はできず、新規の注文は受注いたしません。追加証拠金を解消してからお手続きください。

(8) 追加証拠金等の通知（※スタンダード 25 倍コースのお客様および法人口座のお客様のみ適用）

追加証拠金が発生した場合は、楽天ＦＸ口座の取引画面上にて発生状況を表示いたしますので、常時、取引画面をご覧になりお客様ご自身での口座状況の把握が必要となります。なお、追加証拠金が発生した場合、追加証拠金が解消された場合、また、追加証拠金の入金期限が過ぎてもなお追加証拠金が未解消であったことにより強制決済となった場合、それぞれご登録いただいているメールアドレスに電子メールを送信し通知いたします。ただし、電子メールによる通知は、回線の速度、障害又は通信環境の変化等により、遅延や不着等が発生する場合があります。したがいまして当社はメールによる通知についていかなる保証をするものではなく、それら遅延や不着等によって被った損害について当社は一切の補償はできかねますのであらかじめご了承ください。

(9) 証拠金の保有

証拠金は、日本円及び外貨で保有することが可能です。ただし、日本円又は外貨の証拠金の残高がマイナス残高となり、当該マイナス残高が当社の定める水準に達した場合、お客様の保有する全ての外貨を清算するため、当社の判断において、当社の任意の時点で、お客様の計算により、お客様の証拠金をコンバージョンする場合があります。コンバージョンを執行した結果、不足金が発生した場合には、お客様は直ちに当該不足金を楽天ＦＸ口座に差し入れていただく必要があります。また、コンバージョンを執行した結果、ロスカット水準に到達し、ロスカットが執行される可能性もありますのでご注意ください。ご利用の詳細につきましては、当社のウェブページをご参照ください。

4. 決済に伴う金銭の授受

(1) 決済に伴うお客様と当社との間における金銭の授受は、決済した取引の受渡日を迎えた時点で受入証拠金の加減算をもって精算されます。受渡日を迎えるまでは、未受渡売買損益として受入証拠金から加減算され、純資産が算出されます。

(2) 外貨による決済損益は、決済取引が約定し損益が確定した時点での実勢レートで日本円に自動両替され受渡日を迎えた時点で受入証拠金の加減算をもって精算されます。また、外貨で発生したスワップポイントにつきましても、毎取引日の終了時間のレートで日本円に自動両替され受渡日に受入証拠金の加減算をもって精算されます。

5. プレアラート通知・アラート通知・ロスカット基準額

楽天ＦＸでは、お客様の証拠金維持率が楽天 FX 取引ルールに定める一定の水準となった時点でその事実をプレアラート通知又はアラート通知としてご登録いただいているメールアドレスに送信させていただいております。

プレアラート通知、アラート通知送信の判断となる純資産の評価は一定の間隔で行っており、通知手段には電子メールを利用いたしますので、純資産の評価のタイミング、回線の通信速度、障害又は通信環境の変化等により、遅延や不着等が発生する場合があり、マーケットが急激に変動したときなどは、プレアラート通知、アラート通知が実際のマーケットの状況から遅れてお客様に届く場合やプレアラート通知、ア

ラート通知が送信されるまえに、ロスカット基準額に到達しロスカットされる場合もあります。したがいまして当社は、プレアラート通知及びアラート通知の適正性、適合性、正確性等についてのいかなる保証もするものではなく、それら遅延や不着等によって被ったあらゆる損失及び損害について当社は一切の責任及び補償を負うものではありません。これらの仕組みを十分ご理解のうえ、確認手段のひとつとしてご利用いただくことをあらかじめご了承ください。

なお、楽天ＦＸの取引画面上ではプレアラート基準額、アラート基準額、ロスカット基準額が表示されておりますので、不本意な追加証拠金の発生やロスカットを避けるためにも、お客様ご自身で常時建玉や証拠金等の状況把握と管理を行っていただくようお願いいたします。また逆指値注文を入れるなどの対応は、ロスカット防止のための有効な手段となります。ご検討いただき、余裕を持ったご資産での取引をお勧めいたします。

6. 利益に係る税金

個人のお客様が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した利益(売買による差益及びスワップポイントの収益）は、2012 年 1 月 1 日の取引以降、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となる場合があります。また、その損益は、確定申告をすることによって差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降 3 年間繰り越すことができます。なお、税率は、所得税が 15%、地方税が 5%ですが、2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの 25 年間につきましては、これまでの税率 20%に復興特別所得税 0.315%が加算されることとなります。

法人のお客様が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した利益(売買による差益及びスワップポイントの収益）は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。また店頭外国為替証拠金取引はデリバティブ取引に該当することから、期末時に決済されていない評価損益（未決済建玉評価損益・スワップポイント）についても、期末時に決済したものとみなしてその事業年度の益金の額又は損金の額に算入することになります。

金融商品取引業者は、お客様の店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には当該お客様の住所（又は所在地)、氏名（又は法人名)、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出することが義務づけられています。

以上は、店頭外国為替証拠金取引における一般的なお取扱をご案内したものですが、お客様によっては上記記載と異なる取扱となる場合がございますので、所轄の税務署もしくは税理士等の専門家にご確認ください。

7. 決済損金の不足

建玉の決済による損失が純資産の額を上回り、不足金が発生した場合には、お客様は受渡日（翌々取引日）午後 3 時５０分までに当該不足金を楽天ＦＸ口座に差し入れていただく必要があります。お客様から当該受渡日午後 3 時５０分までに当該不足金のご入金がない場合は、当社はお客様に通知することなく、当社の総合証券取引口座等でお預かりしている預り金の他、当社が占有し、又は社債、株式等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号)に基づく口座に記録しているお客様の有価証券、その他当社がお預かりしている外国通貨等を当社の任意でお客様の計算により処分して、適宜債務の弁済に充当することができるものとします。また、同時に信用取引口座や先物・オプション取引口座をご開設のお客様が、信用取引、先物・オプション取引によって発生した不足金、又はその他の不足金が発生し、それらの取引等にかかる受渡日・入金期日等までに当該不足金のご入金がない場合、当社はお客様に通知することなく、証拠金を当該不足金に充当できるものとします。

8. 取引チャネル

楽天ＦＸは、パソコン及びスマートフォン（※　一部ご利用になれない機種がございます。詳しくは当社のウェブページの推奨環境でご確認ください）でお取引いただけます。また、カスタマーサービス部のオペレータ経由によるお電話でのご注文も承ることはできません。

9. 取引時間

取引日及び取引時間の基準

楽天ＦＸの取引日及び取引時間の基準は、楽天 FX 取引ルールをご参照ください。

10. 注文の受付

楽天ＦＸでは、原則、取引時間に関係なく 24 時間お客様からの注文を受け付けております。ただし、システムメンテナンスを行う時間、取引停止時間及びその他当社が必要と判断した場合は、注文の受付を停止することがあります。

11. お客様へのお知らせ・ご連絡

楽天ＦＸに関するお知らせや各種情報提供は、基本的に楽天ＦＸ取引画面、証券総合口座画面を通じて行います。また、必要に応じてお客様が当社にご登録のメールアドレスに電子メールを送信する方法で行う場合もあります。なお、当社が必要と判断した場合は、当社にご登録の電話番号等に架電のうえお客様にご連絡する場合があります。

12. 書面の電磁的方法による交付または徴求

楽天ＦＸでは、基本的に当社がお客様に交付または徴求する書面を電磁的方法（電子交付・電子徴求）により行います。当社が電磁的方法により交付または徴求する書面は以下のとおりです。万一、書面の記載内容にご不明な点がある場合には、当社カスタマーサービス部へご連絡ください。

(1)　取引報告書兼証拠金受領書
(2)　取引残高報告書
(3)　期間損益報告書
(4)　契約締結前交付書面
(5)　楽天ＦＸ取引規定
(6)　楽天ＦＸツール利用規定
(7)　楽天ＦＸ取引ルール
(8)　確認書・告知に係る申請書
(9)　その他当社が必要と認める書面

13. 楽天ＦＸに係る口座情報の確認

楽天ＦＸでは、お客様の取引状況や口座情報等について、楽天ＦＸの取引画面上や当社のウェブサイトから、お客様ご自身により照会することができます。

14. システム障害時の取引

システム障害とは、当社又は当社の委託先若しくは契約先が管理及び運営する楽天ＦＸのハードウェア、ソフトウェア、通信回線及びその他これに係る付帯設備の障害等により楽天ＦＸが正常に機能しない事象をいいます。システム障害が発生した場合は、お客様の不利益を最小限にとどめるため、又は不利益防止のため、原則として、お客様からの注文、総合証券取引口座と楽天ＦＸ口座間の資金振替及びお客様へのレート提示等、楽天ＦＸのサービスの一部又は全部を予告なく停止する場合があります。

II. 楽天ＦＸ口座の開設及び解約

1. 楽天ＦＸ口座開設

楽天ＦＸ口座を開設するにあたっては、次に掲げる全ての要件を満たす必要があります。

(1) 楽天ＦＸ口座の開設は、あらかじめ又は同時に、当社の総合証券取引口座を開設していただく必要があります。既に総合証券取引口座を開設済みのお客様は、総合証券取引口座ログイン後に楽天ＦＸ口座の開設をお申込みいただけます。

(2) 口座開設時には、100万円以上の金融資産を保有している必要があります。

(3) 本説明書、楽天ＦＸ取引規定及びその他当社がお客様に交付した書面をよくお読みいただき、十分にご理解し、ご承諾のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行っていただく必要があります。なお、これらのことを証するため「確認書・告知に係る申請書」を当社に差し入れていただく必要がございます。

(4) 楽天ＦＸを利用するにあたって当社が推奨する利用環境が必要となります。

(5) 楽天ＦＸはインターネットによる利用となりますので、身近に常時インターネットを利用できる環境が必要となります。

(6) 楽天ＦＸを利用するにあたって、当社が常時お客様に連絡可能なお客様ご自身のメールアドレス及びお電話番号をご登録いただく必要があります。

(7) 楽天ＦＸを利用するにあたって当社はお客様に取引に係る報告書等を含む法定の書面等の交付又は徴求を電磁的方法（電子交付・電子徴求）によって行います。したがいまして、書面の交付及び徴求について電磁的方法を利用することにご同意いただく必要があります。

(8) 総合証券取引口座に不足金がある場合は、これを解消していただく必要があります。

(9) 上記（1）～（8）の必要事項のほか、当社における口座開設基準等に基づく審査に合格していただく必要があります。

2. 楽天ＦＸ口座の解約又は取引の制限

楽天ＦＸ口座を解約するにあたっては、次に掲げる全ての口座の純資産が 0 である必要があります。

(1) 楽天ＦＸ口座
(2) 楽天ＭＴ４口座
(3) バイナリーオプション口座
(4) 楽天ＭＴ４証券ＣＦＤ口座
(5) 楽天ＭＴ４商品ＣＦＤ口座

また、一定期間内にお取引がない場合においてもログインおよびお取引に制限をかけさせていただく場合がございます。

III. 楽天ＦＸ（店頭外国為替証拠金取引）の手続きについて

お客様が当社と楽天ＦＸを行う際の手続きの概要は、次のとおりです。

1. 口座開設

はじめに、楽天ＦＸ口座を開設していただきます。インターネットを通じ当社から本説明書のほか関係書面等が交付されますので、店頭外国為替証拠金取引の概要やリスク、当社のルール等について十分ご理解、ご承諾のうえお手続きください。この際、インターネットを通じ口座開設手続きが行われること、本説明書等が交付されること、及びご自身の判断と責任において取引を行うことを証するため「確認書・告知に係る申請書」をご提出いただきます。なお、口座を開設するには、当社の口座開設基準等に基づく審査を経ていただく必要があります。

2. 証拠金の差入れ

楽天ＦＸの注文をするときは、当社が「2.楽天ＦＸ（店頭外国為替証拠金取引）の取引方法等について」の「(1) 取引通貨ペア及び必要証拠金等」に定める必要証拠金以上の証拠金を差し入れていただきます。また、証拠金に一定限度を超える不足額が生じるなど、証拠金の追加差入れが必要なときは、これに応じていただきます。当社が証拠金を受け入れたときは、取引報告書兼証拠金受領書をお客様に電磁的方法により交付します。

3. 注文の指示事項

楽天ＦＸの注文をするときは、当社の取引時間内に、次の事項を正確に指示して下さい。楽天ＦＸは、店頭外国為替証拠金取引であり、相対取引ですので、お客様の注文は、当社が相手方となって取引を成立させます。

(1)　通貨ペア
(2)　売買の別
(3)　新規・決済の別（ＡＳストリーミング注文は除く）
(4)　注文数量
(5)　注文の種類および関連する事項
(6)　注文レート
(7)　注文の有効期限

4. 建玉の決済

建玉を決済するには、決済注文を指定するか、ＡＳストリーミング注文を発注していただきます。建玉とは反対の売買となる新規注文を行うと、両建ての建玉を保有することになりますので、最終決済を行う際は必ず決済注文をご指定ください。なお、両建てについては「2.楽天ＦＸ（店頭外国為替証拠金取引）の取引方法等について」の「(13) 両建て」をご確認ください。

5. 注文した取引の成立

お客様の注文が約定したときは、当社は約定した取引の内容を明記した取引報告書兼証拠金受領書をお客様に電磁的方法により交付します。

6. 取引手数料及び諸料金等

楽天ＦＸの取引手数料及び諸料金等は「2.楽天ＦＸ（店頭外国為替証拠金取引）の取引方法等について」の「(2) 取引手数料及び諸料金等」をご確認ください。

7. 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認いただくため、報告対象期間において約定した取引の内容並びに報告対象期間の末日における建玉、証拠金及びその他の未決建玉の残高、年間の損益を記載した「取引報告書兼証拠金受領書」及び「取引残高報告書」を作成して、電磁的方法によりお客様に交付いたします。

8. 交付書面の確認

当社がお客様へ電磁的方法により交付した「取引報告書兼証拠金受領書」、「取引残高報告書」及びその他当社が必要に応じて通知した書面等の内容は、当社がお客様の閲覧に供した後、必ずご確認いただきますようお願いいたします。また、「取引報告書兼証拠金受領書」、「取引残高報告書」につきまして、内容に相

違又は疑義が生じた場合には、発行後、速やかに当社にご連絡をください。ご照会やご異議の申し立て等がない場合には、その内容をご了承いただいたものとさせていただきます。

IV. 店頭外国為替証拠金取引に係る禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭外国為替証拠金取引、又は顧客のために店頭外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「禁止行為」といいます）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

1. 店頭外国為替証拠金取引契約（顧客を相手方とし、又は顧客のために店頭外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
2. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
3. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前 1 年間に、2 以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます）
4. 店頭為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
5. 店頭為替証拠金取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
6. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
7. 店頭外国為替証拠金取引について、顧客に損失が生じることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
8. 店頭外国為替証拠金取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
9. 店頭外国為替証拠金取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
10. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
11. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
12. 店頭外国為替証拠金取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
13. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
14. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく店頭外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該店頭外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
15. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
16. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
17. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為
18. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは従業員が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為
19. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合

せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）

20. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭外国為替証拠金取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます）の勧誘その他これに類似する行為をすること
21. 通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。22. において同じ）につき、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます）が、顧客が個人の場合は金融庁長官が定める額（想定元本の 4%以下同じ）、顧客が法人の場合は約定時必要預託額にそれぞれ不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
22. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます）が、顧客が個人の場合は金融庁長官が定める額、顧客が法人の場合は維持必要預託額にそれぞれ不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること
23. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合）には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合）にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること
24. 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。）
25. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

V. 当社の概要及び本取引に関する連絡先

当社の概要

商号等	楽天証券株式会社 金融商品取引業者　関東財務局長(金商）第 195 号、商品先物取引業者
本店所在地	〒107-0062 東京都港区南青山 2-6-21
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
資本金	19,495 百万円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	1999 年 3 月

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

楽天証券カスタマーサービスセンター
フリーダイヤル：0120-41-1004
携帯電話から：03-6739-3333(通話料有料)

受付時間　平日8:30～17:00 (土日祝・年末年始を除く)

金融ＡＤＲ制度のご案内

金融ＡＤＲ制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。
金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」を利用することができます。
住所　　：〒103-0025　東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号　第二証券会館
電話番号：0120-64-5005 (FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)
受付時間　平日 9:00～17:00（土日祝・年末年始を除く）

VI. 外国為替取引のリスク

外国為替には様々なリスクが伴います。お客様は、お取引を開始される前に取引に伴うリスクについて十分にご理解していただく必要がございます。外国為替取引は元本が保証されたものではございません。取引を開始した後に、外国為替レートがお客様にとって不利な方向に変動した場合は、お客様は損失を被ることとなり、市場の変動如何によっては損失の額は預託していただいた金額を上回る可能性がございます。また、外国為替取引は全てのお客様に無条件に適しているものではありません。お客様の取引目的、経験、知識、財政状態、財務計画など様々な観点からお客様ご自身がお取引を開始されることが適切であるかについて十分にご検討いただくようお願い申し上げます。

1. レバレッジ効果

証拠金による外国為替取引（店頭外国為替証拠金取引）にはレバレッジ（テコの作用）による高度なリスクが伴います。取引の証拠金の額は実際の取引金額に比べて小さいため、現物取引に比べ、少額の資金で相対的に大きな建玉を取ることが可能です。市場の値動きが同じであっても、建玉が大きくなれば、これに比例して取引損益は大きくなり、このため、口座の純資産は大きく変動することになります。市場がお客様の建玉に対して一定の割合以上不利な方向に変動した場合、レバレッジの効果を下げるには、保有する一部または全部の建玉を決済するか、あるいは新たにご資金を預託していただく必要が生じることがあります。さらに市場がお客様の建玉に対し急激かつ大きく不利な方向に変動した場合、お客様の損失の拡大を防止するため、お客様の保有する建玉の一部あるいは全部が強制的に決済される可能性もあります。証拠金取引では、このレバレッジ効果を利用することができるため相対的に小さな預託資金で大きな建玉を保有することができ、大きな利益を得ることも可能ですが、逆に、預託した資金を全て失う、あるいは預託した資金を超える損失を被る可能性も同時に存在します。

2. 損失を限定させるための注文の効果

損失を限定することを意図した特定の注文方法（例えば逆指値注文など）は、通常の市場環境ではお客様の損失を限定する効果があるものと考えられますが、状況によっては有効に機能しないことがあります。例えば、市場価格が一方向にかつ急激に変動した場合、逆指値注文が意図した価格よりも著しく不利な価格で成立する可能性があり、意図していない損失を被ることがあります。

3. 外国為替取引の性質とリスク

当社における外国為替取引は相対取引（ＯＴＣ 取引＝Over the counter 取引）によって行われます。当社は、取引所で行われる証券取引や先物取引の場合とは異なり、外国為替取引に関してお客様の取引の相手方として行動します。相対取引では、取引所で行われる証券取引や先物取引の場合と比べて取引や価格の提示が困難となる可能性があります。また、外国為替取引は証券取引や先物取引と比べて独自の市場慣行にしたがって取引されます。そのような性質から相対取引では取引の執行を当事者同士の信頼に依存する部分が取引所取引と比べてより多くなります。お客様が外国為替取引を開始いただく前に、各種の市場慣行と取引特性・仕組み及びリスクについてご理解いただく必要があります。

4. 信用リスク

当社における外国為替取引は相対取引によって行われます。当社では取引所で行われる証券取引や先物取引の場合と異なり、外国為替取引に関してお客様の取引の相手方として行動します。このため、相対取引の相手方である当社の信用状況により、損失を被ることがあります。

5. 外国為替の変動リスク

外国為替取引には、価格変動リスクが伴います。外国為替取引とは、ある通貨を対価として、その通貨以外の通貨を売買する取引を指しますが、「買った通貨の値下がりリスク」また「売った通貨の値上がりリスク」が存在します。リスクの量は、建玉の数量に比例しますが、特に、店頭外国為替証拠金取引では、上記のレバレッジの効果に留意なさる必要があります。リスク量は、持高で計測すべきもので、レバレッジはリスク量の指標として適切でない場合もあります。

6. 金利変動リスク

お客様が当初受渡日以降に建玉を繰延なさる場合には、ロールオーバーが行われますが、この場合、その建玉に関わる金利差の清算も行われ、スワップポイントの受払いが発生します。スワップポイントの受払

いは、各国の景気や政策など様々な要因による金融情勢を反映した市場金利の変化に応じて日々変化します。そのため、建玉に変化がなくとも、その時々の金利水準によってスワップポイントの受払いの金額が変動し、0 となる場合もあります。また、お客様が建玉を決済なさるまで、スワップポイントの受払いが発生します。

7. 流動性と特殊な状況

市場の状況によっては、お客様が保有する建玉を決済することや新たに建玉を保有することが困難となる場合があります。外国為替市場には値幅制限はなく、特別な通貨管理が行われていない日本円を含む主要国通貨の場合、通常高い流動性を示しています。しかし、主要国での国民の祝日におけるお取引、あるいは普段から流動性の低い通貨でのお取引は、当社の通常の営業時間帯であっても価格の提示や注文の成立が困難となる場合があります。また、天変地異、戦争、政変、為替管理政策の変更、同盟罷業等の特殊な状況下で特定の通貨のお取引が困難または不可能となる可能性もあります。

8. 週明けまたはシステムメンテナンス明けの取引時間開始時等における約定に関するリスク

ＡＳストリーミング注文及びストリーミング注文以外の注文においては、土曜日の終値と月曜日の始値が乖離したこと、または、当社のシステムメンテナンスの開始前の価格と終了後の価格が乖離したことによって、レートがお客様にとって不利な方向に変動した場合は、お客様は損失を被る場合があり、また、その損失額が預託した証拠金を上回る可能性があります。

9. 外貨建て取引（日本円の介在しない為替取引）と通貨両替の為替リスク

現地通貨が外貨の取引にかかる利益及び損失は、当該通貨以外の通貨（日本円を含む。）に転換する際、為替レートの変動により換算される金額が変動します。また、特定通貨で預託している資金を口座内の通貨両替によって他の通貨に転換する際にも、同様に為替レートの変動によるリスクが存在します。

10. 預託された資金

外国為替の相対取引には、取引所で行われる株式や先物などの取引とは異なり、公的な資産保全制度は存在しません。このため、お客様が預託される資産は、お客様の取引先や受託銀行の信用リスクに晒されることになります。当社は、お客様からお預かりした資産の全てをお客様名義の信託口座に再預託（区分管理）することでお預かりした資産の保全を図っておりますが、このことは当社が破綻した場合に、お預かりした資産の全額についてお客様が優先弁済を受けられることを保証するものではありません。万一、当社が破綻した場合には、お客様は信託口座に再預託（区分管理）された部分について優先的に弁済を受け、その他の部分については当社一般債権者と同列に扱われることになります。

11. 電子取引システムの利用

電子取引システムでのお取引の場合、注文の受付には人手を介さないため、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が成立しない、あるいは意図しない注文が成立する可能性があります。電子取引システムは、お客様ご自身の通信機器の故障、回線等の障害、情報ベンダーの配信の障害、あるいは電子取引システムそのものの障害など様々な原因で一時的または一定期間にわたって利用できない状況となる可能性があります。電子取引システム上の価格情報に表示される価格は、必ずしも市場の実勢を正確に表示しているとは限りません。市場が急激に変動した場合や、インターネット環境の状況により価格情報が遅れ、電子取引システム上の価格情報と市場の実勢価格との間で乖離が発生する可能性があります。電子取引システムを利用する際に用いられるユーザーＩＤ、パスワード等の情報が、窃盗、盗聴などにより漏洩した場合、その情報を第三者が悪用することにより、お客様に損失が発生する可能性があります。

12. 売買注文の取消

売買注文は、その注文が約定するまでは取消すことができますが、一度約定した売買注文を取消すことはできません。なお、お取引の開始に際しては、取引の仕組み及びリスクについて十分にご理解いただくようお願い申し上げます。

VII.店頭外国為替証拠金に係る主要な用語

(1) 必要証拠金（ひつようしょうこきん）
建玉を維持する為に必要な証拠金をいいます。

(2) 売り建玉（うりたてぎょく）
売付取引のうち、決済が結了していないものをいいます。売りポジションともいいます。

(3) 受入証拠金（うけいれしょうこきん）
お客様が当社に差し入れた証拠金のことをいいます。なお、取引によって発生した決済損益やスワップポイントの授受は、受渡日に受入証拠金への入出金をもって受け払いされます。

(4) 証拠金維持率（しょうこきんいじりつ）
（純資産÷必要証拠金）×100

(5) 買い建玉（かいたてぎょく）
買付取引のうち、決済が結了していないものをいいます。買いポジションともいいます。

(6) カバー取引（かばーとりひき）
金融商品取引業者が顧客を相手方として行う店頭外国為替証拠金取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭外国為替証拠金取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う為替取引又は店頭外国為替証拠金取引をいいます。

(7) ロスカット（ろすかっと）
当社が定める基準値を、お客様の証拠金維持率が下回った場合に、お客様の計算において当社が決済取引を行うことです。

(8) 決済注文（けっさいちゅうもん）
新規で発注された建玉を手仕舞う（建玉を減じる）ために行う取引で、建玉を指定して行う反対売買取引をいいます。

(9) 受渡日（うけわたしび）
外国為替の銀行間取引のルールにおける資金の受渡日をいいます。

(10) 差金決済（さきんけっさい）
決済にあたり、当該通貨ペアの売買の価格差により算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。

(11) 未受渡売買損益（みうけわたしばいばいそんえき）
差金決済が結了したことにより確定した損失及び利益で、受渡日を迎えないことにより、未だ受入証拠金に反映されていない金額をいいます。

(12) 未受渡スワップ損益（みうけわたしすわっぷそんえき）
ロールオーバーにより確定した損失及び利益で、受渡日を迎えないことにより、未だ受入証拠金に反映されていない金額をいいます。

(13) スワップポイント（すわっぷぽいんと）
店頭外国為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該営業日に係る受渡日から翌営業日に係る受渡日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップポイントといいます。

(14) 建玉（たてぎょく）
店頭外国為替証拠金取引における建玉とは、買い建て・売り建て取引によって生じた持ち高、あるいは通貨や数量などの持ち高状況のことをいいます。ポジションともいいます。

(15) 注文中証拠金（ちゅうもんちゅうしょうこきん）
注文中の必要証拠金のことをいいます。

(16) デリバティブ取引（でりばてぃぶとりひき）
その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引及びオプション取引を含みます。

(17) 店頭外国為替証拠金取引（てんとうがいこくかわせしょうこきんとりひき）
通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、店頭デリバティブ取引の一つです。

(18) 値洗い（ねあらい）
建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えする手続きを値洗いといいます。

(19) 未決済建玉評価損益（みけっさいたてぎょくひょうかそんえき）

買い建玉あるいは売り建玉に係る評価益又は評価損で、現在の価格により算出されたものをいいます。

(20) 両建て（りょうだて）
決済取引をせず、同一商品、同一通貨の組み合わせで買い建玉と売り建玉を同時に持つことです。

(21) ロールオーバー（ろーるおーばー）
建玉の受渡日を繰り延べることをいいます。このロールオーバーのときにスワップポイントが生じます。

(22) 純資産（じゅんしさん）
受入証拠金 +（未決済建玉評価損益+未受渡決済スワップ損益）+ 入出金予定額+未受渡売買損益

(23) 有効証拠金（ゆうこうしょうこきん）
純資産 −（必要証拠金+注文中証拠金）

(24) スリッページ（すりっぺーじ）
スリッページとは、お客様が注文時に指定したレートと実際に約定するレートとの相違を言います。当社では、AS ストリーミング注文及びストリーミング注文において、お客様が許容する以上の不利なレートで約定することを防ぐため、発注の際にあらかじめお客様お自身でスリッページの制限値を設定することが可能です。

(25) 取引日・営業日（とりひきび・えいぎょうび）
取引日とは、原則、土曜日、日曜日及び 1 月 1 日以外の日をいいます。また、営業日とは、土曜日、日曜日、日本の祝祭日及び当社が任意に休日と定めた日以外の日をいいます。

(26) 強制決済（きょうせいけっさい）
追加証拠金が発生した場合、当社が定めた期限までに追加証拠金が解消されない場合、建玉を全て強制的に決済することをいいます。

（2026 年 7 月）